

総社市老人憩の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第55号

総社市老人憩の家条例の一部を改正する条例

総社市老人憩の家条例（平成17年総社市条例第138号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第7条関係） (単位：円／時間)			別表（第7条関係） (単位：円／時間)		
区 分	使用料	冷暖房加算使用料	区 分	使用料	冷暖房加算使用料
娯楽室	<u>160</u>	各部屋の使用料の3割に相当する額	娯楽室	<u>150</u>	各部屋の使用料の3割に相当する額
談話室	<u>160</u>		談話室	<u>150</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料等について適用する。